

規制改革会議 海外人材タスクフォース 議事概要

1. 日時:平成19年10月10日 16:30~18:30
2. 場所:永田町合同庁舎1階 第1共用会議室
3. 議題:在留外国人の入国後のチェック体制の強化について
4. 出席者:

(関係省庁)

内閣官房副長官補付内閣参事官 河合 潔 氏
総務省大臣官房総括審議官 岡崎 浩巳 氏
総務省大臣官房審議官 門山 泰明 氏
総務省自治行政局市町村課長 江畑 賢治 氏
総務省自治行政局国際室長 稲岡 伸哉 氏
法務省大臣官房審議官 二階 尚人 氏
法務省入国管理局登録管理官 高岡 望 氏
法務省入国管理局入国管理企画官 坂本 貞則 氏

(規制改革会議)

有富慶二 委員、井口泰 専門委員

5. 議事:

有富主査 定刻になりましたので規制改革会議の「海外人材タスクフォース」を始めたいと思います。

関係省庁、委員の皆様には、お忙しいところ御足労賜りまして誠にありがとうございます。お礼を申し上げます。

なお、先日開催されました第7回規制改革会議の本会議におきまして、当タスクフォースは「海外人材タスクフォース」と名称を変更しております。前身の国際経済連携タスクフォースの中を2つに分けて、物の移動分野と人の分野に分割したということでございます。本タスクフォースは、引き続き、私、有富と、本日は欠席でございますけれども中条委員、それからお隣の井口専門委員とで担当することになりますので、よろしく願い申し上げます。

それでは、議題に入らせていただきたいと思います。

本日の議題は、「在留外国人の入国後におけるチェック体制の強化」というところでございますけれども、ちょっと今日のお話の中身を整理しておきたいと思うんですが、今年の6月22日に閣議決定されました「規制改革推進のための3か年計画」の中の「9国際経済連携」の「(2)国境を越えた「ヒト」の円滑な移動のための法整備」というところについていろいろ御相談をする、こういうことでございます。この目的は2つだと、我々思っています、1つは、

在留外国人の権利・義務を確保して、そして多文化共生社会というのを機能させる、これは第1点だと思います。それからもう1点は、そこに至るまでのいろいろな行政手続等を、できるだけコストが安くて使いやすいものにすることによって、所在確認とか、そこから始まるその後のいろいろな対応のための実効性を上げる、この2つだと考えています。

それを実現するために、各省庁の方々から、7月17日にこういう方向で行こうと思うというお話を伺いました。その内容について、あのおきも議論をしたのですが、その後、我々も外国人の集住都市の人たちとお話をしたりしていると、今、内閣官房を中心というかコーディネート役として法務省と総務省で、大体構想がまとまった状況のようですが、このまま行くと、結果的に新しい制度はうまく回らないのではないだろうか、我々はそういうふうに判断しているということです。ついては、今回は、1つは、やはり所在確認をきちんとしなければいけないので、外国人の台帳的なものをきちんと整備する必要があるだろうということ、もう1点は、その辺の手続を、この間のお話の私の受け取り方では、自治体ではなくて法務省の窓口ですべてやるというような形でお聞きしましたので、それではいかにもきちんとした管理が実行されないだろうということを感じたので、井口先生とも相談しながらやってきました。

ここには細かいことをいっぱい書いてあって膨大な資料になっていますけれども、ポイント2つでして、外国人のためにいわゆる台帳的なものをつくるのと、それからそれを運用するための仕掛け、仕組み、システムで自治体業務に利便性の高いものをつくること。それに関連しているいろいろな細かいことがたくさんあるけれども、要はこの2点について御提案しているということです。だから、今日はそれについて議論をしていただくという形にさせていただきたいと思います。

最後に余計なことを言うんですけども、この間もこういう話をしたんですが、我々はライバル関係であるのではなくて、やはり日本の国の制度や仕組みを総務省、法務省のエースの皆さん方がおつくりになるということを我々、何らかの手助けとかお手伝いするというスタンスですので、何か対決するとかそういうことではないということ、この間も申し上げただけでも、これだけちょっと理解しておいてほしいんです。

要は、いいものをつくりましょうよ。この間のお話を聞くと、やはり官庁の壁がどうしてもあって、何か両方とも少しはっきり物を言っていないような感じがしないでもないんだけど、そうじゃないと言われるかもしれませんが、ちょっとそう思ったということをつけ加えておきます。ひとつよろしくお願ひします。

では、大ざっぱというか、読んでいただいていると思いますけれども、井口先生から、今回の我々の提案について説明していただいて、それで議論するという形にさせていただきたいと思います。では、よろしくお願ひします。

井口専門委員 本日は、御足労いただきまして誠にありがとうございます。

今、有富委員の方からお話がございましたように、本日は、私どもが皆様方に御提案しているビジョンというものをもう一回確認していただきたいというのがございます。各省のお立場で、やれない、やりたくない、論外である、そういう声はいろいろ聞いております。しかし、実はそういうふうにはやっておりますと、各省それぞれの所管の中にとどまった議論を全部くっつけるだ

けですから、国全体としてよい制度にならないと考えているわけです。したがって、ややお聞き苦しい点があるかと思うんですけれども、そこは是非、必ずしも各省の立場ということにのみこだわらずにもう一回御検討いただきたいと思います。

事前にお配りいたしましたのは、専門委員の私の名前になっておりますが、規制改革の中でいろいろな議論をした上で作り上げてきておりまして、これをさらによりビジョンにして、将来も使っていただけると私は個人的に希望しております。

お手元の方に「本文」と書かれた紙と「概要」と書かれたものがございますが、基本的なこのペーパーの結論といいますのは、「外国人住民基本台帳」という名称をつけておりますけれども、総務省と法務省の共管の法令として整備していただくことが最も適切であり、そういうことが必要であるということをいろいろな観点から裏づけているペーパーでして、これは、まず1枚目のところに3か年計画が書いてございます。ここに、
、
というのはいが入れたもので、そこにはビジョンが書かれています。ここには、これからの外国人政策というのは、第1の柱は出入国管理であることは言うを待たない。しかし、第2の柱は、市区町村を中心とした自治体等の行ういろいろな多文化共生施策と、これをサポートしていく国の地方出先機関の協力のもとで行う施策であろう。したがって、この2つの施策を柱にして回していくために、そのための制度的なインフラというものをつくるのだということが書いてございます。

日本人につきましては、そこにも、これは皆さんどういうふうに解釈されたかわかりませんが、身分関係とか居住関係ということが出ておりますが、身分関係というのは、御存じのように、日本人については戸籍のことを意味しており、居住関係というのは住民基本台帳のことを意味しております。外国人には、身分関係に関する部分が何なのかということになりますと、これは、恐らく国籍や在留資格など、法務省が今、出入国管理のところで付与されている、あるいはそこで確認されている情報です。もう一つは居住の方の情報なわけですけれども、これは、本人が登録したらそれで済むというものではなくて、各市区町村が、その方が本当にどういう生計を営んでいるかということについて、必要に応じて調査をしたり、データを修正したりしていかないと本当の意味の正確な情報が取れない。そういうデータがこの居住関係の方のデータであろう、こういうふうに考えておるわけです。

ですから、この2つの身分関係と居住関係のそれぞれのデータを外国人についてもしっかり整備し、相互の間のやり取りを行えるようにしておくということが、基本的に権利・義務関係を確定するために不可欠であるという認識でここに書かれています。そのことをまず申し上げまして、これが私どもの基本的なビジョンでして、そのビジョンはけしからんとか、できないとかおっしゃるのはわかりますけれども、それは、できないという理由であって、こういうものをどうやってつくるかという観点からの御意見を是非賜りたいところです。しかし、なかなかそういうお話をいただいておらない。以前に内閣官房で取りまとめしていただいた7月3日の文書についても、ある意味では、法務省の考えが前面に出ておりまして、特に自治体の台帳整備の部分や自治体がい実際に実態世帯を把握する、そういうシステムや、あるいは社会保険や税金の問題がどうなるのか、そのチェックをどうすればいいのか、そのあたりは、ほとんど付け足しに扱われているにす

ぎないわけです。

私どもの調べでは、外国人集住都市の幾つかに御協力いただいたんですけども、いわゆる普通徴収、つまり、給与からの天引きではなく、本人が支払うべき税金のことですが、国民健康保険料や、あるいは地方税の場合、外国人についての納付率は6割台で、日本人の場合の97%、98%とかなり大きな差が出ております、これは、今申し上げた居住情報が不正確であることを大きく反映しております。

それから、いろいろな自治体の調査をみますと、外国人住民に対して、どういう保険に入っていますかという質問を設けています。その結果をみますと、ずばり社会保険に入っている方は10%そこそこしかなくて、それ以外に、国民健康保険や国民年金などを加えていっても、合わせても4割程度にしかならないのです。日本人について、あれだけ年金記録問題が大きな問題になっているのに、外国人については、こんなに加入していないのに何も問題になっていないというわけです。その根底にあるのが、実は、こういうシステム上の問題だということを、皆様方にお忘れいただきたくないということを申し上げておきます。

ちょっと急ぎますと、法務、総務両省の意見対立のところにつきましては、私としてどこまで正確かという点について余りよくわからない点もございます。ただ、まず入管局の関係でございますけれども、以前、稲見局長とお話しさせていただいた際には、私は、認識はかなり似ていると思っておりました。しかし、その後いろいろな関係者が、外国人登録法を廃止するか、在留管理を一元化するというかなりラディカルな発言をされたのですが、住民としての外国人の台帳をどうするんだろうという部分について何も配慮がないように思いました。台帳制度の所管について、法務省とは関係ないと突き放していらっしゃるのかもしれないのです。法務省のお考えでは、総務省が外国人を住民基本台帳で把握するようにしないから、多くの問題が起きているということかもしれません。しかし、そんなに簡単なものではないのは、私も存じております。外国人登録を、単純に住民基本台帳で置き換えることはできません。そこは、工夫をしなければ外国人の住民基本台帳はできないので、ここで御提案申し上げているわけでございます。

それから、総務省の見解について、これ以上余り深く申し上げる考えはありません。しかし、一方で、総務省には、多文化共生プログラムの提案をしていただき、地方自治体の方々は、総務省が、これら施策をバックアップしていると認識していますが、他方で、外国人の台帳制度の整備について、「住基ネット」を活用すべきかどうかといった話をする、「住基ネット」は裁判所で係争中であって、まだ判決が出ていないというようなお考えがすぐ示され、ほとんど議論にならないと自治体の関係者から聞いております。

私どもも、決して、外国人の個人確認情報をネットに載せて、だれでも勝手に使えるようにしたいなどというようなことを考えているわけではありません。そてに、それからいわゆるプライバシー権の関係で、国から管理されない権利などということを原告が主張され、これが認められた判決が一つだけありました。この場合、2006年に高等裁判所で国が敗訴している形になっております。しかし、けれども、私たちの提案の場合、国が外国人の一人一人を管理するという目的でやっているのではなく、外国人の権利・義務関係をしっかり確認して、その方々がその地域で

暮らしやすくするという目的のために、こうした制度を整備したいということですが、そのような制度の工夫をすればいいわけです。ですから、入り口のところでもう議論を閉ざすというような形は、是非、していただきたくないのです。皆さま方は、他省庁のことだとか、いや係争中だからということで、その時点で思考停止してしまう。そして、関係省庁の施策をどう組み合わせたらうまくいくのかといったことについては、全く考えたことはないように思えます。その点をちょっと蛇足ながら申し上げておきます。

2 ページのところに規制改革会議の方の見解を書いています。これらについては、今申し上げましたことのなかに、かなりなまでに、含まれております。したがって、何度も申し上げる必要はないのではないかと思います。

「在留管理一元化」という言葉につきましても、もともと、1,800の市町村でやっているいろいろな事務を、全国で80ヶ所の程度の地方入管局・支所で引き受けるなどということは、そもそも非現実的です。そのようなことは、提案されるはずがないというぐらいに思っています。したがって、むしろ問題なのは、自治体が、本当に住民サービスのために必要な情報を、自治体の職員が収集し、これに基づいて記録を修正したりできるよう、権限をきちんと付与することなのでありまして、入管局で得られたデータを、自治体に送付したら正確な台帳ができたというようなことにはなりません。情報の正確性云々については、各省にも御議論があるのは存じていますが、是非その点について、誤解のないようにお願いしたいと思います。

3 ページ目のところに「新たな在留管理制度が備えるべき条件」というのを書いてございます。出入国管理行政は、私も以前から勉強させていただいていますとおり、アメリカ型といいますが、アングロ・サクソン型の出入国管理システムを運用しておられます。その場合、出入国管理に、必要に応じ、必要な集団に対し、登録制度を設けるといのは、常套手段であったかと思うのです。このような制度は、大陸欧州型のシステムとは異なっています。大陸欧州型のシステムでは、自治体の一部、あるいは自治体に設けられた地方出先機関として、たとえば「外国人局」が存在し、そこで、「滞在許可証」を発行します。その際、社会保険の加入や子どもたちが学校に入っているかどうかとか、場合によっては、住居の広さまでチェックしている国もあるわけです。これらの業務を、ワンストップ・センターで行うのです。つまり、自治体での窓口で滞在許可を出し、同時に、いろいろな権利・義務関係をチェックするのです。これは、やや理想化されていますが、EUが目指している姿です。私たちは、基本的には、現在の出入国管理制度を維持し、そのノウハウや伝統を、是非生かしていただきたいと思っております。同時に、地域の自治体のいろいろな取り組みと、出入国管理行政の取り組みとを、しっかりかみ合わせる仕組みが必要だということを、この2番のところで書いてあります。

次の4 ページのところに表が出ています。欧米諸国のなかには、住民の権利・義務関係を確認するために、総背番号制を導入している国があります。アメリカに行ったら、社会保険番号を記入しないと、と様々な手続が進みません。様々な手続をする際には、必ず、社会保険番号を書く欄が設けられているのです。イギリスでも、似たような税金関係の番号が使用されています。この番号を使用すれば、関係行政機関が、相互にデータの突合をできる仕組みになっているので

す。我が国の場合、国民総背番号制を採用できない事情がありますが、税金だけでなく、社会保険加入や学校への就学のことなど、さまざまなことについて、住民の権利と義務をきちんと守れる仕組みを作らなければいけないと考えています。

私が存じ上げるところでは、永住権の申請をし、実際に許可された外国人の中には、3年分の国税納付証明書だけ発行してもらって、これを入国管理局に提出し、それで、永住権はOKとなった方々が少なくありません。ところが、その後、これらの方々のなかには、また、税金を払わなくなるケースが出てきます。とにかく国の行政システムが、相互にリンクしていないことにより、いろいろな問題が発生しているのです。それなのに、関係省庁は、そうした問題に目を閉ざしておられるのではないかと。各分野のエキスパートの皆様に対して、非常に失礼なことではございますが、表の1に書いてあるように、各国はそれなりの工夫をしているのです。ですから、わが国は、我が国らしい工夫をしなければならないと思います。

住民基本台帳と外国人住民基本台帳がどういう関係になるかは、4ページから5ページのところに出ております。5ページの上の方にイメージが書いてあります。先ほど申しましたように、戸籍と住民基本台帳という二元的なシステムです。二元的と言うとよくないなどと思われるのかもしれませんが、そうは思いません。出生など、基本的な人のアイデンティティーにかかわる問題と、今どこに住んでいるのか、どういう世帯構成になっているのか、そういう日々変わることは別に記録しているわけです。

これら2つに分け、それを結びつける。このようなシステム自体には、合理性があると考えます。外国人の場合、出入国や国籍や在留資格のほかに、外国人雇用状況報告が10月1日から施行されており、事業主が義務を負って外国人を雇った場合には報告しなければならず、法務省に情報が行くようになっております。これも在留情報の一部と考えると、これは日本人で言うと戸籍の基本的な情報に該当すると考えていいでしょう。しかし、住民としての部分、住民基本台帳に出ております本人確認情報というのは本当に数項目しかないわけです。氏名とか、生年月日とか、住基番号とか、そういう幾つかしかないわけです。その部分は外国人について共有化することは可能だと思います。しかし外国人について、それだけではどうしても権利・義務関係が確認できないので、LG-WANや霞ヶ関WANなどのシステムを活用してデータ照会を行うことが考えられます。そのための法的根拠をつくっておけば、必要なときに照会をして、社会保険に入っているか、税金を払っているかも確認できるはずですよ。

まだデータがデジタル化されていない分野もあります。例えば、学校の生徒の在籍情報とかそういうものはまだ各教育委員会の中で本当に紙でしか存在しない。あと、日本語能力も、将来重要になってくると思いますので、そういった部分がデジタル化されれば、必要なときにアクセスしますが、ただし蓄積はしない。下手に蓄積しますといろいろな問題を起こしますから。ですから、そういった部分についての法的な裏づけさえあれば、非常に効率的かつ公平にチェックができるようになるであろうというのが、図1に書かれている内容です。

このうち が書いてある部分は、特に、いわゆる「混合世帯」です。混合世帯に関しては、外国人の方が、例えばお子さんが外国人で、お父さんは日本人とかというような話になりますと、

そのお子さんが、実は外登法上の世帯主のようになってしまうおそれがあるわけですが、これは非常に困ったことです。そこで、これは住民基本台帳法の39条の問題になるのでしょうか、例外的に住基法の中に、例えば、混合世帯の場合、外国人の方を住民基本台帳に入れることができるように考えています。私は、全面的に外国人を住民基本台帳に入れるという提案はしていません。そういう形で、実は外国人も住民基本台帳に例外的にきちんと入るようにしてあげないと、混合世帯がうまく把握できない。ここの部分も、自治体は、いろいろ工夫しているからいいではないかという意見もありますが、これから外国人の方々がどんどん増えてくる、国際結婚も増えるというようなことを考えると、そのような対応ではいけない。ここ5年だけのことだったらいいかもかもしれませんが、15年、20年先のことで考えた上で制度改正を今やらないと間に合わないということで考えております。これが6ページの上の方に書いてございます。

6ページの下の方の図2のところに、先ほど申しました住民基本台帳と外国人住民基本台帳の構成をどうするか。特に、戸籍部分については、住基ネットの場合も幾つかのバイト数できちんとデータが入るようになっております。確認いたしました、ここに書いたようなものですね。例えば外国人雇用状況報告も、雇用保険の事業所番号だけを入れるのであれば、ほとんど問題なく入るといふうに一応心証は得ております。ですから、この2つのシステムは別である。別であるけれども、同じところは共通化しているので、制度として仕組める。ただ現在の、例えば今住基ネットのことを申しましたが、総務省にとってはタブーであったかもしれませんが、住基ネットの戸籍の部分の読み替えというのにやはりお金がかかります。ですから、その部分はきちんと手配していかなければいけないけれども、ランニングコスト的には、後で見ますように非常に下がります。

8ページのところに、「在留管理一元化」という観点だけから制度を整理していきますと、こういう私の解釈がいけないかもしれませんが、それぞれの台帳は各自治体が持っていますが、ほとんど照合作業とかネットワーク化という効果は全く期待できない。こういう中で、外国人という移動が非常に激しい方々を対象としているわけですから、こういう部分については日本人以上に、移動した場合の把握ということについて、何重にもいろいろやっていかないと、正確な情報なんて取れるわけがない。そういう意味で、私どもとしては、「『多文化共生』の基盤整備のための構想」と書いてある方の御提案を申し上げているような状況でございます。

8ページの下の方には、今申し上げました戸籍関係の住基ネットのデータのソフト改修の経費です。ソフト部分の改修費が一番お金がかかってしまうようなので、専門家に聞いてみたわけですが、これはやや高過ぎるという感じがしております。パターン2の場合は、まるで外国人のために別にもう一つ住基システムをつくるような話なのですが、別のクローズドなシステムをつくるわけです。これでも安いじゃないかと言われるかもしれませんが、174億円程度かかっておりまして、パターン3というのは、実は、それを法務省の中で既存のものをいろいろ活用してつくるケースです。この場合、ちょっと金額が変わっております。ただ、運用コストの方は、現在の住基システムの中でかなり共通したものがあるために少なくなっております。

各自治体に行って、それぞれのソフトをしっかりと正確に直しておかないと、どこから変なこ

とになって漏れてはいけなわけですから、1,800自治体あると、1,800カ所でいろいろなソフトの修復をしなければいけないので、どうしてもこれだけお金がかかるようになっていますが、それでも100億円は変わらない。ただし、もっと値切る必要がある。これらについては、我が国政府はe-Japan計画でもそうですが、どうしてもソフトに物すごい莫大なお金をかけて、業者の方々にはよろしいんでしょうけれども、そういう点から言うと、まだいろいろ工夫の余地があると考えております。

今申し上げました結果が5番のところに書いてあります。個別に何ができないかという議論は、うかがっています。内閣官房に提出した報告は中間報告であるとか、課長会議の報告であって最終ではないとか、いろいろなことを伺っています。しかし、基本的には、皆様方と規制改革会議の方向がずれてしまうといけないので、こういうビジョンを実現するためにどうしたらいいのかということについて、建設的な御意見をいただけないだろうかと考えています。そこで、s誠に僭越ながらこういうペーパーを出させていただいたのです。

最後になりますが、住民基本台帳については、どうしても法務省と自治体との間のデータのやり取りは不可欠です。出国データが全然わからないで、住民がまだいるのだと信じ切ったまま使っているような状況は困るのです。1カ月ぐらいいないと入管から出国情報が来ない。そんなことではいけませんので、やはり法務省がこの台帳制度に全く関与しないということは、ほとんど考えられない。そういう意味で、総務省と法務省との共管法令として整備していただく必要があり、同時に既存のいろいろなネット、住基ネットやLG-WANなども必要な分を使い、混合世帯についてもいろいろな配慮をしながら、新しいシステムをつくれるように是非御議論いただくと幸いです。

有富主査 以上御説明いたしましたけれども、冒頭お話ししましたように、要は、6月の3か年計画の閣議決定を遂行するために、ひとつ皆さんでイエス・バットで細かいところに入り込まないで、是非建設的な議論ができればいいなと改めてお願いしておきます。

河合さん、今回交代されて初めてでございますので、もう御認識だと思いますけれども、是非両方の官庁をその気にさせていただいて、まとめ役を是非お願いしたいと思いますが、何かございましたら。

河合内閣参事官 ただ今、井口先生あるいは有富先生から項目をいろいろ御指導いただきまして本当にありがとうございます。

前回、多分7月の際、荻野参事官より「ワーキングチームの検討結果」という7月3日付のものを御説明したかと思えますけれども、それを含めながら、前回、先生方にヒアリングしていただいて以降の状況について御説明させていただきたいと存じます。

まず、このワーキングチームにおいて、検討結果という形で一定の結論を得ているわけでございますけれども、今後更に検討すべきものは残っております。特段、市区町村との関係につきましてはまだ問題として残っておるということにつきましては、十分認識しておるということでございますので、それは決して瑣末なものと考えているわけではないとまずもって申し上げたいと思います。

また、今日、井口先生からいろいろお話しいただきましたけれども、我々としまして、決して意見対立をさせる、あるいは意見対立をし続けることが必要だと考えているわけではございませんで、どちらかといいますと、7月17日以前、総務省、法務省、両者間で検討をする場はなかなか持てない状況にあったわけですが、実務上どんなことができるのかということを検討するのが一番効果的、あるいは効率的であろうということから、両者においての協議の場というのが設けられておるということを申し添えておきます。

これは3回ほどやっておりますが、相当細かくやっておりますのでございます。これは、法務省、総務省間で行われているということでございますし、また、内閣官房といたしまして、その状況につきまして、総務省さん、あるいは法務省さん、それぞれから、あるいは両方から、どんな状況になっているのかということをお聞きしたりしている状況でございます。あくまで実務として何ができるのかということを考えていこうという意味では、相当な一定の進捗があったのではないかと考えております。これは、自画自賛ではないのかと言われればそれまでかもしれませんが、両者間において話がされ、あるいは内閣官房において話をする機会を持っているということだけは御認識いただければと思っております。

特段、市区町村との関係につきましては、井口委員のペーパーにもございますように、まさに市町村という、現在、外国人登録という制度にどうやってかかわっているのかということの現実を認識しながら、それを在留管理の一元化というよりは、在留情報の一元的把握ということを行っている中で、どういうふうに市区町村との関係を位置づけていくのかということをもまさに法務省、総務省、両者間で議論されておるということでございますので、それは是非、私どもとしましてフォローしていきたいと考えておるところでございます。

それから、井口先生のペーパーの方で言っておられました、2ページあるいは7ページのところで、1,800の市区町村が携わっていないのでできないのではないかと。要するに、入国管理局だけで届出についてできるというのは非現実的ではないのかという御議論がございました。これにつきましては、この7月3日の検討結果のペーパーには必ずしも書いてございませんけれども、当然、一体どういうふうに届出を行うのかという議論は、このワーキングチームでも行われましたし、今後、具体詳細について検討されていかなければならない課題だと考えております。

ただ、昨年12月19日にやりました「検討状況について」というペーパー、これも前にお出ししているのではないかと思いますけれども、例えば、居住地については市区町村経由とするということを書いてございまして、これはもちろん検討事項ではございますが、決して非現実的なことをやろうとしているのではなくて、現実的に何ができるのかということにつきましては、先生方とそれほど意識の差というのではないのではないかと。どうやって現実的にやるのかということが一番大事ではないかと思っております。

それから、先生のペーパーの7ページのところにございます一番最初のパラグラフの「『実態世帯』の把握や、……職権修正の問題は、重要な課題となつてはいない」と書いてありますけれども、これは、重要な課題となつてはいないというよりは、このペーパーといいますか、検討結果の際に、このペーパーに書くには紙幅が足りないというところで書いていないわけではござい

すが、ただ、実際には議論の中では、制度設計、法的根拠等について適切な処理をするでありますとか、どういうふうにするのかという際には、当然重要な問題となってまいりますので、これは課題となっていないと言うつもりはございませんので、御理解を賜ればと思っております。

これにつきましては、具体的な制度設計の際にどのようにしていくのかと。ただ問題は、まだなかなか議論が詰まっていけないといいますが、これから進めていくというところがございますので、是非、先生方がおっしゃったとおり建設的な議論として進めていきたいと考えておるところでございます。当然のことながら重要な課題となっていないという認識ではございませんので、よろしく願いいたします。

まず、以上でございます。

有富主査 すみません、閣議決定にある「遅くとも平成21年通常国会まで」というのは、大体どの辺までに法案ができて、ある意味ではそちらの中で合意すればいいという御認識ですか。

河合内閣参事官 犯罪対策閣僚会議においてこのワーキングチームというのが位置付けられてやってございますので、まず、この11月あるいは12月に次の犯罪対策閣僚会議が行われると思えますけれども、その際にはまだ出来上がっていないのかなと。ただ、ではその次の来年の12月なのかといいますが、来年の12月ではもちろん遅過ぎるわけでありまして、当然、予算とのかかわりも出てまいりますから、場合によってはといいますが、一応、犯罪対策閣僚会議は年に2回行われておりますので、それを念頭に置くと思えますと、来年の6月あるいは5月かの1回目の犯罪対策閣僚会議前後かなと思っておりますのでございます。

多分、予算関連の話というのは、やはりその前後にいろいろ考えていくことになるんだと思えますけれども、ただ、具体的に何がどう決まるというのはまだまだ、まさにこれから検討といいますが、議論をしていくことになるかと思えます。過去の例から大ざっぱに言うと、来年6月ぐらいに犯罪対策閣僚会議が開催されると思われるので、その前後かなと考えてございます。

有富主査 こっちとしては、今年の12月ぐらいにある一定の枠を固めたいということをおっしゃっているということだけは、ちょっとお願いしておきたいと思えます。

それでは、順番としては、提案に対して何か、わからないところをまず質問いただくということから行きましょうか。ここはもうちょっと意味不明だからというようなところがあれば、法務省、総務省どちらでもどうぞ。もちろん河合さんも。

内容はわかりますか。では、質問はないとして、反論でもいいですかね。どうぞ。

二階法務省審議官 反論ではないんですけれども、法務省の二階でございます。よろしく願いします。

井口先生の出されている構想ですけれども、井口先生がおっしゃられたイメージと私どもの受けとめ方はちょっと違うのかもしれないんですが、多文化共生の基盤整備のための構想、この発想法というのは、私ども、決して在留管理の情報の一元化のための、そういったことと矛盾しているものではない、相対立するものではない。むしろ在留管理を、外国人のチェック体制を強化する、それで、外国人の在留管理上、必要不可欠な情報を法務大臣が集約していく、そういう過程で、より正確な外国人の情報を法務省として市町村の皆様提供できることにツールを得るわ

けですね。それを通じて、私どもは多文化共生の施策にお手伝いすることが期待されていると思っております。私ども、そのためにやっていきたいと思っております。

ですから、幾つかの点で若干誤解が、私どものこれまでの御説明が不十分な点があったんだろうと思いますけれども、そういうことで、法務省が今やろうとしている外国人の在留管理、入国管理、在留について必要な情報を法務大臣が集約していくことというのは、そもそも御承知の閣議決定に沿って私どもやっているところなわけです。それは、私どもは法務省ですから、外国人の入国管理、在留を所管しているものですから、そういう立場からそれをやるということです。ただ、同時に、今の中に書かれている台帳制度でございますけれども、これにつきましては、法務省としての立場から、すなわちより正確な情報を得て、その台帳制度に協力させていきたいと思っております。

一つまた、私ども今、具体的なところを検討しているオンゴーイングな話なものですからなかなか難しいんですけれども、何か外国人に関する情報をすべて法務省が一元的に全部持つんだというようなイメージであれば、それは違っております。あくまでも私どもが考えているのは、外国人の入国管理、在留をきちんとチェックしていく、それが求められているわけですけれども、それに必要不可欠な情報を正確な形で持っていききたいということですから、すべての情報が法務省入管局に集まるということを全く想定しておりません。

私どもは今、それでなくても国民の、あるいは外国人を含めてですけれども、個人情報保護の問題、プライバシーの問題等いろいろなことがございますので、何が法務省の入国管理行政を進めていく上で本当に必要な情報かということを考える必要がございます。例えば、世帯情報のこと一つ取ってみても、今は確かに登録法の中で世帯情報というのは登録することになっているわけですけれども、これが本当に新しい在留管理の制度において不可欠かどうかということの議論につきましても、いろいろな議論がございます。法務大臣のもとでの専門部会でもいろいろな議論が行われております。ですから、私どもは、仮に世帯情報一つ取っても、入国管理上必ずしも不可欠ではないということになった場合は、私どもの法務大臣としてはそれは必要ないということになります。これは、別にそうなることを申し上げているのでは全然ないんですけれども、そうした場合、他方で、井口先生からのお話もあるとおり、世帯情報というのは、市町村が住民行政を行うために必要不可欠であろうと思うんです。そうしたときに、それは、市町村が独自に情報を得ていく必要があるんだろうと思うんですね。

私どもは、閣議決定でももちろん出ているとおり、市町村、それから関係の国の機関と必要に応じて情報の共有をする、そういう枠の中で市町村の台帳制度に御協力していきたいという立場でございますので、決して何か私どもが情報を独占するとか、あるいは法務省の方はいわば情報の一元化だけに関心があって、市町村の立場の目線に立った台帳制度の必要性のことにに関して関心がないというふうにも思われる点がございましたら、それは誤解でございます。私どもは、私どもの所掌の範囲、所管の範囲で御協力していきたい。それで、多分法務省以外のいろいろな官庁も、各々の所管の中でいろいろな情報を持っているわけですから、台帳制度の構築に当たって協力できる分野があるに違いないと思っておりますけれども、そういうことをちょっと申し上げてお

きます。

有富主査 何かもう少しはっきり言っていた方がわかりやすいかなと思うんだけども、いや、私にはそういうふう聞こえたというだけなんだけれども、要は、地方自治体の便利な仕組みって、どっちかという総務省の所管だから、総務省がもっときちんとやらなければだめではないか、と言っていると聞こえたんだけども、それでいいんですか。

二階審議官 内閣官房の方からお話のあったとおりでございます。今、この7月の中間報告以降、内閣官房が調整していただいておって、総務省との間で実務的な協議を行うという段階でございますので、そういう実務的な議論の中で意思疎通を図りつつ検討が進むことがいいんだろうと思っています。

有富主査 そうですか。

ほかに何か御意見、御要望等ございますか。総務省側はいかがでございますでしょうか。こちら側は、前の7月の時に出していただいた案では余りうまくいかないだろうと思ったので、今回こういう提案を用意して差し上げたんですけれども、それについて何らかの考え方がございましたらお述べいただきたいと思います。

岡崎総務省総括審議官 総括審議官の岡崎でございます。7月10日付でこのポストに参りましたので、よろしく申し上げます。そういう意味で、正直申し上げまして、6月の閣議決定も7月に就任してから初めて拝見したわけでありまして、そこで熟慮玩味いたしまして、現行の外国人登録制度は、国及び地方公共団体の財政負担を軽減しつつ云々とありまして、住民基本台帳制度も参考として適法な外国人台帳制度を整備する、こういう書きぶりでありまして、私どもの理解としては、現在の外登制度、これは法務省の御所管であります。これを住民台帳制度、もちろん今よりもむしろ財政負担が安くなるような方向で、住民台帳制度を所管する総務省の意見も参考としながら台帳制度をおつくりになるのであろうと、普通に読むとそのように読めるのかなと私は理解したわけです。

そういう読みぶりは別にして、実態においては、まだ勉強が浅いので確としたことは申し上げられませんが、市町村の話聞いてみますと、結局外登法の原票を束ねれば、言ってみれば台帳になるわけですし、それを、しかももう既に99%ぐらいの外国人の方について、現在何がしかの形で市町村が工夫をして電子情報として管理しているというのが実態のようであります。

そういう意味では既に台帳的なものはございます。これはまた日本人と違い、今1,800市町村ありますが、すごく多いところとほとんどいないところがあるわけですから、それぞれのところが、現在は実態に応じて工夫をしているいろいろなことをしております。ただ、その情報がどうしても正確性を欠くということが今の問題であります。市町村ではそういう外登法に基づく事実上の名簿みたいなものを持っているわけですから、今度法務省の入管の方できちんと情報を一元化するのであれば、現実問題として、いかにその情報と突合せするような仕組みをつくるかということが、一番实际的、建設的なことなのかなと思っています。そういう意味で、法務省の専門部会の検討状況等も踏まえながら、いろいろ御相談に応じて協力していきたいと思っています。

いずれにしても、今後もまた内閣官房の御協力も得ましていろいろ議論していく、ということ

は考えております。

有富主査 ですから、どんな形になるかはともかくとしてやはり、いま外国人の台帳的なもの、データをまとめるとおっしゃいましたけれども、それを一元化した台帳的なものを、これは法務省というよりも、やはり地方自治体の役割との関係があるので、例えば総務省との共管が何かで持つみたいなの、そういうイメージであるべきではないかと思うんですけども、その点いかがですか。

岡崎総括審議官 台帳的なものは既にあると思います。それは外登法に基づくものなんですね。それを持っているわけです。その外登法というのは、要するに法務省の御所管のもとにやっていて、疑問があれば、市町村が質問するのはすべて法務省に聞くわけです。今後も、恐らく外国人のことについて情報がわからなければ、法務省とやり取りするわけですね。そういう状況下で、新しい台帳を全く別につくるとというのが本当に現実的かどうかと考えますと、今既にいろいろな市町村で事実上管理をしているわけですが、それがより正確になるような工夫、要するに法務省情報との突合をもっと容易にするといった方向での検討が現実的ではないかという気がするんですけども。

井口専門委員 私どもが、ゼロから台帳を全て入力し直せと言っていると聞こえるんですが、そんなことは申し上げておりません。仮に本人確認情報の部分を、例えば住基と同じ項目を入れるんだといたしましても、もう既に、それこそ特に東京の港区なんかはかなり包括的なデータ管理をしているわけです。十分ではないにしても、一般的なパソコンのソフトの中に台帳を入れているところが多いわけです。そこに入っている台帳を共通のソフトの中に移し込むということはありますが、ゼロから台帳をつくるほど大変な作業になるとは思っていません。むしろ、将来的には転入転出のチェックなんかができるようにするためには、どこか1カ所でも漏れがあると外へ出てしまいますから、そういう意味では、やはりソフトを均一化して、同じものにして、セキュリティを高くしておく必要がどうしても出てくると考えています。そういう意味ではちょっとお金がかかるかもしれませんが、決してゼロから台帳をつくるという意味ではありません。

外国人の方々がもう一生そこから動かないというようなことを想定して、現在のシステムでもいいんだとお考えかもしれませんが、実態は違います。例えば特別永住の在日韓国人、朝鮮人の方々も、最近かなり移動が激しいのです。特にニューカマーの方々に関しては、もうとてもそういう仕組みでは持たないということはわかっております。そういう意味では、是非、新システムに乗り換えることを考えていただくべきではないかと私は思っております。

岡崎総括審議官 いずれにしても具体的な仕組みはちょっと事務レベルで議論させていただきましても、必ずしもゼロから新しい制度をつくれとおっしゃっていると理解しているわけではありませんが、私が申し上げたのは、現実に今各団体が、それぞれの外国人の数も違いますし、そういう中でそれぞれ、今おっしゃったように市区町村によっていろいろなシステムを持っているわけですね。そこに正確な情報さえつないであげれば、私は相当今のシステムが機能するのではないかという感じを持っているということです。

井口専門委員 何をつなぐのですか。

岡崎総括審議官 今回のシステム、それぞれの自治体が持っていますから。

井口専門委員 どういうふうにつながりが問題なのですか。

岡崎総括審議官 正確な情報をつないであげればですね。

有富主査 法務省で持ったデータベースの中からということですか。

井口専門委員 出入国のデータですね。

岡崎総括審議官 そことチェックを。

井口専門委員 できるだけ早く通知していただかないと困るわけですから、例えば、それは当然将来は必要なのです。

岡崎総括審議官 そういうシステムができれば、今の各団体が持つておられる外登法に基づくシステムがあるわけですから、それで相当程度のものができるのではないかと思うんです。

井口専門委員 ただ、地域によりましては、登録者は10人いても、住んでいるのは7人しか住んでいないとか、6人しか住んでいないとか、そういう状があります。実際に出かけていきましたら、実はそこに、要するに同じ場所に何人も登録してあって実態が伴っていない、そこにはだれもいないということは多々あるわけです。そういう意味では、現在台帳は既にできているのではないかとわれましても、そもそも台帳の中身自体、住民基本台帳として整備されてきていないもので、相当不正確なものをただ積み上げるといふ話になりかねません。その点はやはり総務省に御理解いただく必要があるのかなと私は思っております。

稲岡総務省国際室長 まさに委員御指摘のとおりで、私ども情報の正確性の向上というのが一番大切だと思っております。先ほど私どもの総括審議官から申し上げたのは、外登法の事務を現在市町村が行っているわけでございます。これにさまざまな問題、市町村から指摘がある。例えば、先ほど話があった再入国許可を受けて出国している場合の話とか、あるいは消除の話もあるでしょうし、住所が正確でないとかいろいろな話があるわけですが、こういった意見を踏まえながら、その正確性を向上させてやるのが一番大事だと受けとめております。ですから、例えば3割の方が例えば住んでいないという御指摘がございましたけれども、そうであれば、そこを正確にするにはどうしたらいいのかということ、こういった市町村の現場の意見を踏まえて、今の外登法というものを基本的には手直ししていくような形で取り組んでいくのが、現実的な対応策ではないかと考えておるところでございます。

井口専門委員 「外登法手直し」という言葉がやや引っかかるのですが、もう住民基本台帳というシステムで皆さまは、十分な知恵やノウハウをお持ちなわけなんですね。それなのに、外登法にこだわってこのシステムを組んでいても無理だというのが私の考えです。正しい正しいと皆さんおっしゃるんですけども、税金を払ってもらっていないとか、国民健康保険料が取れないとか、そういうレベルの問題が発生するので、必死になって正しい情報を取るんですね。ところが今のやり方をしていると、はっきり言います、市区町村の職員はそれを追いかける権限がないわけです。ですから、このままにしておいては、正しい情報が取れるわけがないんです。

要するに、先ほど言いました、放っておくと税金が入ってこないというような、まさにずばりの問題や、そこに子供たちはいるのだけれども、実は何の通知も出せない状態になっていて、あ

るいは予防接種も受けられない。そういう話が現実にあるわけなので、それを何とかしたいと思うから台帳を正しくと申し上げています。何か観念的に台帳を正しくしようという議論をしているのではないので、そうすると、自治体中心に自治体のやりやすいシステムという、やはり住基のシステムにかなり近接したものを考えていただくざるを得ない。それは現在の外登法に余り固執し過ぎるのはどうかということでこういう御提案を申し上げます。

稲岡国際室長 そこは、もちろん私も外登法に固執しているつもりはないわけでございますし、ここでも「住民基本台帳制度も参考とし」という記載もございますから、こういったことも踏まえながら考えなければいけないわけだと思いますけれども、ただ現実問題として、今、市町村が外国人を把握しているのは外登法で行っているわけですから、これをベースに正確性の向上を考えるのが現実的ではないかと私どもは思っているということでございます。

井口専門委員 それは、やはり急がば回れと言うべきであり、今のシステムのままでとても限界があります。転入と転出の照合もできない。どこかへ行ったということがそっちでわかれば、こっちのいなくなったところでチェックできるのです、本来、住基だったらできるのに、外国人登録ではそれができないのです。登録されている10人のうち3人、4人がいない場合に、それがどこかでわかったら、早く照合してチェックすればいいわけなんですけれども、それすらできないのです。やはり行政の現代化という観点から言いましても、紙で一々送って、確認して、何週間もかけてやっているわけにはいきません。できるだけそういうところは、必要な範囲でITをよく活用してやっていかないと、これからの行政は成り行かないというのは、総務省はよく御存じではないですかね。そこを是非お考えいただけないでしょうか。

門山総務省審議官 総務省の官房審議官の門山でございます。まず、システムというか情報の提供の仕組みの話と台帳を整備する話は分けて考えていただく必要があると思います。まず、適法な外国人のリスト、これは整備が必要だと思います。それを整備するという問題と、その情報をどうやって提供するのか、実際にどういうシステムを使って提供するかというのは別の話、だから、これはやはり分けた方がいいと思います。その台帳の整備につきましては、先ほど岡崎から申し上げましたように、ほとんどの市町村で電子入力している、そういう状況があって、正確性をどうやって確保するか。市町村から言いますと、どれだけ正確な情報が法務省さんからいただけるかということが市町村側の関心だと思います。

情報提供の仕組みに関してどういうふうにやったらいいのか、そちらの方の話はまた別の議論だと思うんですが、ただ、先生の御提案の文書を読ませていただきますと、住基システムと住基のネットワークを若干分けずに御議論されているのかなというところを懸念いたします。仮に御趣旨が、いわゆる住民基本台帳のネットワークシステムを使うということであれば、それはちょっと無理であろうと考えております。

井口専門委員 合法的な外国人のリストが先にどんとできて、それを法務省が分けるというイメージは、申しわけないのですけれども、私の提案していることと全く違うのです。そうではないのです。住民としての居住環境にある外国人のリストというのは、最終的にその正確さは、それぞれの自治体の職員が確認せざるを得ない、それしか方法がないと考えております。

法務省が、その外国人に入国したときにどういう在留資格を与えたということだけで、台帳ができるわけではありません。それでいいのでしたら、ほかの国でもあるのです。例えばフランスならフランスという国に、今いる外国人全部のリストは内務省の中にあるのです。でも、それぞれの市区町村でだれがいるかというのは、それぞれの県の方で許可を与えたところが持っているのです。その出先の方が、それは昔の内務省のシステムですから、フランスの場合つながっているわけですが、やはり出先の方でいろいろな届けや税金を払ったり、あるいは学校へ行ったりとか、いろいろなことが起こってくる中で、そういうものの正確性が要求され、間違っていれば是正を求めるといようなことも出てくるわけです。最初から、正しいものがあって分けていただくというのは、私はちょっとこの際、問題としてはかなり違うのではないかと思います。ですから、その意味で、ここで戸籍関係と、それから住基関係と分けていただいているのはそういう事情があるのです。在留関係の情報というのは、ある意味で戸籍みたいなものでございまして、一定の期間はあっても、その範囲内では、合法的に入りましたという情報があるにすぎない。それ以上先は、やはり総務省の一番御関心の地方自治体の方が、それについて必要な権限と能力を持って取り組むことが基本的に大事なのではないかと申し上げたいと思います。

それから、先ほど住基のネットと住基のシステムを混同しているというふうに、もし混同している点があれば、また個別に御指摘いただきたいと思いますが、私どもは、住民基本台帳の考え方がそのものが外国人の基本台帳制度に適用されるべきだと考えておりました、その際に、どの部分、例えば、どのネットワークシステムが使えるかという問題については、住基ネットだけではできないという結論です。ですから、住基ネットですと、基本的には各自治体の方で入ってきたものが、自治センターの方にデータが管理される仕組みになっておりますから、その部分はどうしても、ある意味で必要があるときに融通できるようになっています。しかし、ほかの部分全部全国に流通しているわけではないのですから、やはり、いろいろなほかのネットワークの仕組みを組み合わせるといのが、基本的には、私どものタスクフォースの考え方だと思っております。

門山審議官 要するに申し上げたいのは、戸籍の場合もそうですけれども、台帳が別になっているという実態があるというのが一つ、先ほど申し上げたかったことの補足はその点です。

それと、住基ネットでございますけれども、では住基ネットとはどういうものかというのをちょっと御説明させていただきたいと思うのですが。

井口専門委員 申しわけないですけれども、私ども素人ではありますが、住基ネットそのものについてはいろいろ、事務局含めてここ1年かなり研究してきております。何か間違いがあれば言っていただければいいんですけれども、ゼロから御説明していただく必要は全くありません。

門山審議官 長い説明はいたしません。短く申し上げますと、要するに今の住基ネットワークシステムといいますのは、市町村から送信されました本人確認情報という非常に限られた情報、これを都道府県と指定情報処理機関が持ちまして、法律で決めました行政機関、ここに対して法律で定めた事務に限定して情報を提供する、まず対象はこういうことになっております。提供元と提供先を特定して、専用回線で流しております。つまり閉鎖的なシステムになっているという

こととございます。したがって、このシステムを使うと考えた場合には、本人確認情報以外の情報というのは出せないシステムになっている。それから、一方通行の情報提供しかやらないというシステムになっております。双方向はできないシステムになっております。

それから、もう一つ、専用回線でやっておりますので、専用回線にほかの情報が入るといことは考えられないと思っているものですから、いろいろ御研究いただいたと思うんですが、システムの基本がそうなっている。それを変えればいいのではないかという議論は置いておきますが、今、プライバシーの問題、個人情報保護の問題、非常にシビアな問題なものですから、住基ネットワークのシステムというのは、そういう非常に閉じたシステムとしてでき上がっているということをご理解いただきたいと思います。

井口専門委員 私どもはそこを一応踏まえた上で、戸籍部分の情報、これはどこでも流通しているというわけではありませんけれども、その部分に在留情報を入れて、若干の、今の住基とそっくりではないにしても、セキュリティーを高めたクローズドの中で、法令に基づいて必要だというケースに限って、例えば自治情報センターが許可を与えたケース、これも電子許可だと思いますが、そのケースに限定してそこにアクセスできるという形のものと考えております。ですから、戸籍に当たる在留情報が全部、すべての自治体に自動的に流れているというわけではありません。しかし、どうしても必要なときは、自治情報センターの方にきちんとたまっていけば、技術的にはアクセス可能なのですから、その部分につなげるということで、このシステムの一部を仕切って使えると考えています、

そのコストが、ここにパターン1で書いてある表3のケースでございます。こういうシステムをゼロからつくるよりも、明らかに安く済むということと、それからノウハウが十分にいろいろなところで使えるということが問題です。わたくしたちは、これを検討するに当たりましては、先ほど申しましたが、ドイツとフランスとイギリスのシステム イギリスはややこれに比較できないかもしれませんが、コンピューターシステムを使っているところは一応研究はいたしております。むしろ、今の住基のシステムよりもセキュリティーを上げて、しかし、必要なアクセスに関する許可など、きちんと必要な条文を組み込むことによって、新しい外国人住基というものの構想が可能だと申し上げたわけです。

今日申し上げたからといって、なかなかすぐに総務省として、それはいいことだとおっしゃらないというのはわかっております。その点は全然構わないんですけれども、私どもとしては、現実的だという観点から言わせて、これは実行可能な提案だと考えておりますので、是非一度御検討いただきたいと思います。

江畑総務省市町村課長 先ほど審議官から本人確認情報のみを提供すると申し上げましたが、本人確認情報というのは、住所、氏名、生年月日、性別、あと住民票コード。先ほど井口委員のお話にありました戸籍の情報というのが、その中で送信されるというシステムになっておりません。したがって、住基ネットにおいて、戸籍の情報に代えて、先ほど御提案になった国籍とか在留情報といったものが活用できるということではございません。

それから、先ほど申し上げましたように、まさに専用の回線でございますので、それを一部仕

切ってということは不可能です。外国人の情報に住基ネット的なものを何らか活用するという御趣旨であるとする、それは別の専用回線をつくるということにしないと。仕切って使うという考え方は、今の住基ネット自体の考え方と相入れないということだと思います。

井口専門委員 できないとおっしゃるのは私も予想しておりましたので全然心配しておらないのです。外国人の方と日本人の方で、同じデータがたまっている、同じソフトが使えない部分はどうしても出てくるので、その部分をどういうふうに区分するか、そういうところで一つ若干の工事が必要になるだろうとは思っています。

目に見える形で、ここまでが住基で、ここは外国人住基でと見えるかどうかわかりませんが、そのデータへのアクセスの際に、そのデータを読む際にはこっちのソフトを使わなければいけない、ほかのところは従来の住基のソフトでいいというようなことがきちんと識別できるような形で工事をするコストを試算してもらっています。

江畑市町村課長 私が申し上げましたのは、データベース自体を仕切って分けるということではなしに、送信する回線自体の専用化ということで、今セキュリティ確保していますので、外国人のデータについて何らかの送信ということであるとすれば、そこは新たな専用回線ということを前提に制度設計を考えていかないと、現在の住基ネットシステムのセキュリティの確保という点ではかなり問題があると思います。

井口専門委員 議論がやや正確でないのに、すべてのものを送信できないようにおっしゃるんですけれども、地方自治センターのコンピューターの中に入っているものであれば、末端までもちろんアクセスが可能になっていると私は考えております。共通データをそこにためておく限りについてです。しかし、そこに入っていない限りは、どこでも取れません。

門山審議官 要するに言いたいのは、システムとかテクニックの話ではなくて、住民基本台帳ネットワークシステムというのは、一定の情報を限られた範囲で専用で閉じたところで流すしかしてはいけません、こういう法律の仕組み、そういう議論を経て法律ができていますから、それは技術的にできる、できないという問題ではなくて、やっちはいけないとなっているわけです。

井口専門委員 さきほど言いましたように、新たな法律で規定された形で、外国人住基を設計するわけです。今の法律がこうだからできないというのはよくある理屈です。今の法律のままだからできない、新しいシステムはできない、それはそのとおりです。現行法どおりでは新しいものは何もできません。しかし、先ほど申しましたように、共通した部分について、やはり共通した管理をしていかないと、先ほどの混合世帯の問題などもいつまでたっても解決できないわけです。その意味から言いますと、若干別のソフトを使う部分が出てくるかもしれませんが、住基のクローズドの中でセキュリティを上げた形で、外国人のデータを入れさせていただきたいということを申しております。同時に、かなり厳しい条件をつけることになるかと思いますが、アクセスの権利とそれに対する許可の仕組みというものを、法律上組み込んでいただければ、実現は可能だと思っております。この点についてはなかなか意見が合わないかもしれませんが、一応私どもの見解を申し上げておきたいと思っております。

有富主査 高岡さん、どうぞ。

高岡法務省登録管理官 登録管理官の高岡と申します。

台帳をいかに実現するかということで建設的な議論が行われていると思いますけれども、その観点から、法務省の方から、先ほど二階審議官から発言があったとおりですが、このワーキングチームの7月3日の紙で申しますと、2の(4)の市(区)町村との関係というところで、そういうふうに市区町村が情報を保有できるようにするために、「法的根拠等について適切に措置する」ということであります。

それで、今、外国人登録法の話が出ましたけれども、外国人登録法の目的として、これは、「外国人の登録によって、外国人の居住環境及び身分関係を明確ならしめ、もって在留外国人の公正な管理に資する」ということで、これは当然でございますけれども、法務省の所管の仕事であります外国人の在留管理、外国人が入国してよい、引き続き滞在してよい、また、この人は出て行ってもらわないといけないという在留管理をするに当たって必要な事務を、これは法律によって法定受託事務ということで、自治体にお願ひしまして外国人登録というのをやっていただいているということでもあります。そういうことで、外国人のデータを自治体が在留管理のために必要な範囲でお持ちになっているんだけれども、それは自治体の内部で住民行政のために御利用になっていることは何ら差し支えないということで、事実上住民行政が回っているというのが現状なんだろうということなんです。

今度、台帳をつくって、そこの住民行政、外国人に対しての権利・義務関係をきちんとして、また事実関係を正確に把握したいということで、目標は同じなんだと思うんですけれども、その場合に、台帳ということになると、日本人の住民基本台帳法ですと、その目的として、居住関係の公証とか、住民に関する事務の処理の基礎とするとか、住民に対する記録の適正な管理というのが目的になってまいります。これは誠に、いつも政府の立場を御説明するときに、なかなか国民の方々の方からわかりにくい、難しいところだと思うんですけれども、役所は法律に基づいて設置されまして、法律に基づいて仕事をしているものですから、どうしても分担管理という面が出てきて、そういう台帳をつくるに当たって、法務省の分担の管理から出てくる法定受託事務なんだけれども、それをなるべく台帳に近いものということで地方自治体の方で御利用いただくということ、我々も今いろいろ検討していますが、どうしても越えられない壁というか、難しいところがあります。そこにつきまして、このワーキングチームの紙にありますような「法的根拠等について適切に措置する」というところをどういうふうにやっていったらいいかということが、これからの検討課題だと考えております。

有富主査 この閣議決定の考え方は、法務省の外国人登録法で管理する目的以上の、いわゆる外国人の権利・義務を上手に自治体が運用できるような仕掛けをつくりたい、つくってほしい、こういうことだと思うんですね。そうすると、やはり総務省が絡んでやらないとうまくいかないのではないだろうかということ、どうしても我々は考えるんだけれども、さっきから、法務省はどうもそういうスタンスでいると思うんだけれども、違うの。どうぞ。

二階審議官 せっかくの機会ですので申し上げますと、井口先生のペーパーの中で指摘してお

いた方がいいかなというのは、決して法務省は、外国人を現在の住民基本台帳に入れるべきであるというような主張をしているわけではございませんので、そこは御理解いただきたいと思いません。あくまでも、私どもは外国人の住民たる地位に関する正確な記録を市町村のところで整備していただくということが望ましいのではないのでしょうかということしか考えていなくて、それ以上に、それを超えて、具体的に今現在の住民基本台帳に外国人を入れればいいんだとは私どもは言っておりません。

有富主査　そうですか。

井口専門委員　先ほど法務省からもお話しあったんですけれども、一元化とか集約化とか、外国人に関する情報を一元化、集約化という言葉が、何度か聞かれたわけです。ところが、後で、居住関係はもしかしたら切り離してもいいというようなことをおっしゃっています。よくある話なんですけれども、決まっていないことだと思いますので、そのまま受け取るわけにはいかない点もあります。今、法務省が本当に管理し切れるのは、恐らく受け入れ団体の方、企業とか大学とか、あるいは日本語学校とか、あるいはエンターテイナーのプロダクションだとか、そっちの方は在留に関してばしばしやりたいということでお持ちだと思います。しかし、外国人一人一人がどこに住んでいて、どういう家族構成になっていてということまで追いかけるのは、私は恐らく無理ではないかと思えます。その意味で、法務省として、住民の台帳を自治体がやってくればいいという言い方で突き放しているのは、今のお話を聞いていると、あたかも法務省さんの御都合でそういうふうにおっしゃっているようにも聞こえるのです。

法務省は、外国人はすべて住民基本台帳に入れるべきだと主張していないということですが、私がいろいろいま見るといふか、聞き及んだところによりますと、総務省には是非、台帳の整備について出てきてほしいという、非公式な発言もあったように思うのです。そのところは、きちんと分担関係についてはっきり、お互い補完できる部分についてしっかり御協議いただくことが必要なのではないかと。やはりそれぞれお得意の分野というのがあると思うので、住民一人一人の世帯の把握や、税金を払っているかどうかとか、そういった問題についてどうやって正確に取るかということについては、総務省にもっと知恵を使っていただく必要があって、その点で、まず両省が早く合意していただかないと、新しい制度の設計ができないのではないのでしょうか。

総務省と法務省で、もう3回ほどお会いになって進展があったというふうにおっしゃっていたんですけれども、具体的に進展があったというふうには何も報告を受けておりませんし、そういうふうにおっしゃるタイミングでもないのかもしれないですが、何か、本当に進展があったのですか。

河合内閣参事官　今、非常に建設的な議論がされているのではないかと思います。私が冒頭申し上げましたのは、これまでそれぞれの主張ということをそれぞれに言っていたという側面があったのかもしれませんが、それが、現在は、正に膝を突き合わせてどういった議論ができるのかということそれぞれが述べるという、両者による議論というのがされるようになった、これだけでも相当建設的に進んだと思います。まずは席に着けなければ、議論もなかなかしにく

いということです。

それと、一方で、この検討結果の中に、最後の方に「今後の進め方」と書いてございますけれども、2の(4)市(区)町村との関係という件につきましては、具体的な検討を行うこととするということで、内閣官房の調整というのが今後もあるんだということを書いてあるわけですが、この具体的な検討の場を設置しているということではございませんが、まずはお互いに話をするということをしている。お互いに、要するにどういう制度なのかということそれぞれ説明し合っているところから今進んでいるということでございます。

だから、その辺で、井口先生から見ますと、なかなかもたもたするのではないかと思われる部分があるかもしれませんが、それは御寛恕いただいて、それぞれきちんと一步一步前進しているというふうに温かく見守っていただければと思うところでございます。

有富主査 こういうことでいいですか。

前回7月にヒアリングしましたけれど、7月の半ばから8、9、10ともう3カ月たってしまっていて、それで今日、ここ1時間半ぐらいもうお話ししているけれども、結論から言うと一歩も進んでいないんです。やり始めたよという話をお伺いして、そのとおりだ、早くおやりなさいと思うし、それから市町村のための問題があることは認識している、あるいは現実的に何ができるか案を検討している、混合世帯についても、制度設計なんかも考えなければいけないと思っている、こういう前向きな御発言があったことは認識しますけれども、かといって、何か決まったとか、あるいは方向性が固まってきたということでもなさそうですね。

なので、やはりスピードが大事だから、そろそろある一定の方向を決めるためにも、次のヒアリングは、我々としては公開討論で行きたいと思っています。

要は、外国人登録法をベースに使うのか、あるいは新しい台帳的なものを考えるのかという方法論についてはさておいて、きちんと管理して市町村に便利な形にしなければいけないという認識だけは間違いなく皆さんお持ちになっていると思っているので、外国人集住都市会議の代表の首長さんにおいでいただいて、そして公開討論をやるといような仕掛けをしたいと思っておりますが、法務省さんいかがですか。よろしいですか。総務省もよろしいですか。

河合内閣参事官 実務的な議論をもう少ししないことには、これはどうするんですか、こうするんですかということを質問されましても、なかなか答えにくいと思います。いましばらく、それぞれの省で、あるいは両省での検討をした上で、集住都市の方とお話をするという機会があった方がいいのではないかと考えております。それ自体は建設的にならなければ、逆に有富委員や井口先生方の御期待に添えないのではないかとこのところを心配するところでございます。

有富主査 それはそうだけれども、このままだとずっとだらだら行ってしまいそうな気がして、ある種、官僚の得意技にはまってきたかなという感じもしないでもない。

だから、まあ1回やりましょうか。

ともかく開く権限はこっちにあると思うんで。もちろん来ていただかなければいけないけれども、だれか来ていただければいいわけで。

例えば、11月13日、約1カ月以上先にいろいろな関係で設営したいと思います。13日の午前中、

火曜日、是非よろしく願いいたします。どなたかで結構ですから、権限のある方においていただければ。

二階審議官 もしよろしければ、このペーパーにも出ていますけれども、今後の法務省の方の在留管理専門部会における検討が行われているわけですが、その中間報告が出ておりますので、もし御了解が得られるのであれば、法務省から簡単に御説明いたしたいのですけれども。

有富主査 今ですか。

二階審議官 はい。

井口専門委員 それはもうかなり前に出たもので、私ども一応勉強はさせていただいています。御説明いただくのはいいのですけれども、それは、今日の議論に何かプラスになるのであればです。全然平行線の議論をなさってもどうかと思います。

二階審議官 まさに私が冒頭お話しした中で、法務省が今集約しようとしている情報の中身についていろいろな議論をしているわけなんですけれども、そういうことについての現状を、中間報告でも御説明した方が、正しい御理解が得られるのではなからうかと思えます。

有富主査 かいつまんででしたら、どうぞ。

高岡登録管理官 では、かいつまんで御説明させていただきます。

お手元にあります「新たな在留管理制度に関する検討状況（中間報告）」ということで、8月1日の紙です。

おめくりいただきまして、メンバーがそこに載っていますけれども、専門部会の先生方、この規制改革会議のように、民間の目線から、また市区町村の観点も踏まえて幅広い関心をいただいておりますので、法務省の所管を超える部分についても活発な御議論をいただいているということでもあります。

8月1日までに合わせて10回会合をしまして、そのうち4回はヒアリングということで、目次がありまして、1枚めくっていただきますと「参考資料」とありますけれども、ここでこれだけ、計4日間にわたってヒアリングをしております。外国人集住都市を初め、教育、経済、労働、日弁連、それから外国人自身からいろいろ御意見を賜って、中間報告というものでまとめております。

また、前のページにお戻りいただいて、目次に沿って簡単に御説明いたしますが、大きく言って2つに分かれていて、1つは、現行の外国人登録制度はどういう問題があるんだろうかということで、この在留管理制度の問題点、それから新たな在留管理制度というのはどういう基本的な考え方を持って構築すべきかという総論の部分、これがその目次で申しますと第1、第2の部分でございます。あとは検討課題、これは論点整理の形で、こういう論点があるなということで、中間報告ですから、まだ結論を出したわけではありません。こういうことについて検討する必要があるという論点整理が、この第3の部分ということでもあります。

今後のスケジュールとしては、この前も申し上げましたが、明年3月に法務大臣に最終報告をいただく、こういう段取りとなっております。

では、今日の議論に関連することだけかいつまんでですが、まずこの目次を見ていただいて、

第2のところの問題点ということで、1として問題点とありますけれども、法務大臣として情報の把握が不十分であるということを率直に認めておりまして、その内容としては「点」の管理になっている。入国したときと在留期間が終了したときしか見ていないということではなくて、「線」の管理に移行していかなければならないということと、あと、本人の申請のみで情報を把握しておりますので、そこは考える必要があるのではないかとということであります。

(2)としまして、いろいろ誤解も招いているところですが、二元的な情報管理が問題だということが書いてあります。一番大きな問題は、不法滞在者に市区町村から外国人登録証明書が発行されてしまうところが一番大きな問題ととらえております。

それから、(3)でその他の問題点というものがありますが、これは、お手数ですが4ページをめくっていただきますと、(3)その他の問題点というのは必ずしも法務省の所管事項ではないんですけれども、冒頭申し上げたように、ヒアリングとかの委員の先生方の御議論の中でこういう問題が、要するに市区町村の関係の問題ですが出てまいりましたので、専門部会の責任でこういうふうにおまとめになったということとあります。要するに、そこに書いてあるように、外国人登録制度の目的、そしてまた住民に関する事務処理の基礎となる台帳、これにそごがありますのでいろいろ問題が生じているということが書いてあるということとあります。

また、その下に として混合世帯の把握の問題もあるということが書かれております。

5ページで、それでは新たな在留管理制度はどういうふうにするべきであろうかということで、先ほどの「点の」管理から「線」の管理にするべきだと。それから、正確、継続的な情報把握のことを考えるべきだと。また、不法滞在者には外国人登録証明書を発行しないということで、在留カードというシステムに移行すべきだというようなことが書いてあるでございます。

その後、先ほどの市町村絡みの問題点ということでは、こちらの「規制改革推進のための3か年計画」をそのまま引用させていただいておりまして、これが実現することが望まれるという書きぶりになっております。

あと、細かい検討課題については割愛いたしますが、今日の議論と関連があるところで申し上げますと、8ページの(3)外国人からの情報の取得方法というのが上の方にありますけれども、ここについて、「居住地は市区町村へ届け出て、その他は地方入国管理局へ届け出ることとするか」という、これは論点ですのまだ決め打ちしていませんが、やはり居住地というのは市区町村に届けてもらった方がいいのではないかという意見ですね。それから、外国人の負担軽減のために、郵送または電子申請による届出や代理届出を認めるかということについても検討する必要があるということになっております。

あと、同じ8ページでは、あと2点ですが、2の市区町村との関係で(1)のところ、ここでも、「居住地の情報については、市区町村の必要性和外国人の利便を考慮して、地方入管局でなく、居住することとなる市区町村の窓口へ届け出ることが望ましいのではないか」ということが書いてあります。

あと、この一番下のところですが、下から3行目、「届けられた事項に対する市区町村長の調査権限を設けるかどうかなどを検討する必要がある」と書かれております。

以上、関係のあるところだけ駆け足で御説明させていただきました。

井口専門委員 私これ、一般国民もそうだと思うんですけれども、皆さんが一元化という言葉を一方で使いながら、「市区町村の役割を重視し」とお書きになると、もう理解を超えますね。何でこれで一元化なのかということが。やはり市区町村が果たすべき役割をしっかりと認めたら二元的になるのだと思うのですね。その二元的の間で矛盾が起きないように、そういう仕組みをどうつくるかというのが国全体として考えることではないかと私自身は思うのです。皆さんこういうふうに書かれると、先ほども御説明がちょっとわかりにくく感じたのはその点なのです。

この前お話を伺ったときには、法務省は基本的にこの一元化という考え方は変えない。仮に総務省さんと法務省さんが手を握ったとしても変えないとおっしゃっていました。これはどういう意味ですか。これははっきり言ってわかりにくい。どうして、一元化、一元化と言われるのか。何で市区町村をもう一つの重要なパートナーとしてお認めにならないのか、そこが非常によくわからないのです。

高岡登録管理官 入管法による情報把握と外国人登録法による情報把握を一元化するという、法務省の視点からそういう言葉を使っておりますので、確かにほかの方からごらんになるとわかりにくいところがあるかもしれませんが、意図はそういうことでございます。

有富主査 さて、そうすると、ここに書いてあるような問題点を解決する、4ページなんかに書いてあるようなところの問題点を解決するのが一番大事だと思うので、今度公開討論をやる際には、聞いている方がわかりやすくするために、お互いに勝手なことを言っているのではなくて、事務局とでちょっと御相談して、いわゆる仕組みを2つ並列的に並べて、こちら側の提案と、それから両省、内閣官房がまとめた案と並列的に並べて、どちらが集住都市の首長さんから見て具合がいいのかみたいなのをここで議論するということにしましょうか。

それでいいですか、法務省は。

二階審議官 実際に内閣官房の調整のもとで今話しているところですから、その観点から、内閣官房の方でも、特にそういうタイムスケジュールもあるでしょうから。

有富主査 タイムスケジュールと議論の方法として、要は、あくまでも閣議決定が厳然とあるので。

それから、もう一つは、厳然とあると言う前に、実際に業務をやる市町村や、そこで実際に税金を払ったり、サービスを受けたりする在留外国人にとって便利や否やというのがポイントだと思うので、それは多分、現場の責任者の方からいろいろな要望なり、いや、ここはこういう問題があるということになるんだと思うので、具体的な案をつくっていただいて。1カ月以上あるから、大抵のことができるはずなので、是非そういうスタンスでやらせていただきたいと思います。

一応、ここで、そういう形でこちらはやりたいと思いますということでございますので、何なら事務局とまた最終相談して。いいですか。

どうぞ。

河合内閣参事官 はっきりしているのは、お客さんはだれかなんですよ。お客さんはだれかという、お客さんは、やはり市町村と外国人かなんですよ。それを総務省と法務省がやりやすい仕

掛けをつくるというスタンスだと思うんです。そこを自分たちだけの都合で設計してはいけません。

有富主査 はっきりしているのは、お客さんはだれかなんですよ。お客さんはだれかということ、お客さんは、やはり市町村と外国人なんですよ。それを総務省と法務省がやりやすい仕掛けをつくるというスタンスだと思うんです。そこを自分たちだけの都合で設計してはいけません。

河合内閣参事官 私は少し違うと思います。お客さんという以上に、要するにこの制度に参加する者それぞれが使いやすいようにと考えたいなど。要するに、外国人が、だれれさんがという特定ではなくて、それぞれにとってまさにいいことというふうに考えていただきたいなど。

有富主査 おっしゃるとおりなんだけれども、それだとちょっと関係者の順番が、全部ナンバーワンだからまとまらないんだよね。だから、要はプライオリティーの順番を決めるという意味で言っているの、環境そのものがどうでもいいなんてもちろん言っているわけでも何でもないんだけれども。

河合内閣参事官 それはそのように理解しておりますので、別にそこに誤解があると思っているわけではございません。ただ、実務として何が使えるものになるのか、それから外国人、あるいは市町村、あるいは入国管理局、それぞれにとって何がいいのか、あるいはベストというのはなかなか難しいのかもしれませんが、動くシステム、動く制度というのは何なのかということ考えていきたいと思えます。

有富主査 では、そういうことで、こういう仕掛けでこの閣議決定の中身を構築したいというものを御用意いただく。我々も、今回の我々の提案をそのレベルでちょっと合わせてみて、違うところを、どちらがスムーズかというようなことを議論する、そういう方がわかりやすいですね。

二階審議官 先ほどの中間報告の御説明でもお話ししましたとおり、法務省の中の検討というのは、まさに在留管理専門部会の議論というものを見つつ、それから内閣官房に汗をかいていただいて、それを通じた関係省庁、総務省との協議を進めながら、具体的な中身というのを考えていくということだろうと思うんですね。ですから、そのタイムフレーム案から申し上げて、今この法務大臣への専門部会の報告というのが来年の3月までということですので、基本的にはその専門部会の専門的な御意見を踏まえて、それから、その中でももちろんそれと同時並行的に内閣官房の調整のもとで行われている検討ということを進めつつ考えをまとめていくということだと思いますので、誠に申しわけないんですけれども、11月の段階ではそのような両先生方の御期待に添えるようなものが出せるかということ出せないと思えます。というのは、理由は、今申し上げたとおりです。そうなものですから、私ども法務省もいろいろな機会を通じて市町村の方の御意見というのは伺っておりますし、それから専門部会においても市町村の代表機関の方も含め、引き続き市町村の方の御意見を伺っていくというのは全く抵抗ないんですけれども、こちらの方で具体的なものを出していくというのは、11月の段階ではちょっと御勘弁願いたいと思えます。

有富主査 1点だけちょっと法務省に聞きますけれども、要は、ここにも書いてあるように、いわゆる地方自治体が便利にするためには外国人登録法だけでは無理があって、やはり外国人のデータベース的な、それをリストではなくて台帳という言い方を我々はしているんだけれども、そういうものが必要だということは認識されていると思えていいですか。

二階審議官 はい。

有富主査 そういうことですね。先ほどからそれをふまえておっしゃっているんですね。

井口専門委員 タイムフレームのことなのですが、来年3月までは何もないということであるとして、恐らく来年度になってから初めて正式の各省協議のようなことになってしまうのです。恐らくその時点からいいますと、もう来年の、法案提出の日程から考えますと、最終調整にほんの2～3カ月しか残っていないくらいの状況に追い込まれてしまう。むしろ今の時点から、どんどん踏み込んだ議論をしていただくことが、法務省にとってもいいことではないか。今のうちに、やはり関係省庁と協力関係を結べるめどを立てていただくことが大事なので、むしろ規制改革会議の動きを活用していただくというのが好ましい姿で、皆さん方だけのペースでやっても皆さんの思いどおりになるわけではないと思われまます。是非その点も考え直していただけるととてもありがたいと存じます。

二階審議官 大変ありがたいお話と思って受けとめさせていただきます。

有富主査

もう時間が余りないので、岡崎審議官にちょっとお尋ねしますけれども、先ほどから、どうやら地方自治体がある程度データベース的なものをそれぞれ持っていて、それを法務省との情報のやり取りである程度整備すればうまくいくだろう、こういう御趣旨の御発言だったと思うんですが、ちょっと違和感があるのは、地方自治体の仕事をやりやすくするための、ある意味では総務省のお役目があるんだと思うんですけれども、そのところは関与しないで、はい、それはあちらの仕事だよみたいな形で、自分のところの子どもとよその親がつなげるのをずっと支持するというのはちょっと違和感があつたんですけども、その辺は。

岡崎総括審議官 市町村は、現在の外登法に基づくいわゆる外国人情報というのを原票をはじめとして持っております。私どもの調査によれば、外国人数でいくと、99%ぐらいの人数については紙情報ではなく電子化されているわけです。ですから、あとはそこに入っている情報が、さっき井口先生がおっしゃいましたけれども間違いが多いというところがありますので、その間違いを直すツールをいかに市町村に渡してあげるかというところですよ。

有富主査 だから、そこは総務省としても、法務省任せにしないで関与するというお考えはあるととらえてほしいんですが。

岡崎総括審議官 協力する気はもちろんありますけれども、ただ、要するに、今現にいろいろな工夫をして持っている中で、中身の情報に間違いが多い、あるいは古いということが市町村の一番の問題意識だということです。

それから、もう一つ、これは、そういうツールとは別に、例えば名簿にしたところで、正しい届出がなければつかまえないわけで、そこはまた別の問題としてあると思います。その辺をどう整備してあげて、法務省の方で一元化されて持っている情報との突合を常にできるようにすれば、私は、今市町村ごとにそれぞれつくってある名簿は、住民サービスに対しても十分役立つのではないかと考えています。だから、そういうやり方もあるのではないかなと。もちろん、それは私どもの気持ちでありまして、法務省のお考えと違う点があれば、これから議論を十分して

まいりますけれども。

有富主査 さて、大体いいですか。そうすると、一応今のところは11月13日、いろいろ御都合があるかもしれないけれども、ある程度、今日のあたりも踏まえて1回オープンに議論するということにしたいと思いますので。

事務局、何かありますか。

事務局 済みませんわきから、もしお許しいただければ事務局からもちょっと一言。

御質問なんですけれども、先ほど住基ネット上で流通する情報というのは、本人確認4情報ですと、つまり、氏名、住所、生年月日、性別ということ、それはそのように私も理解しているんですが、日本人の場合、日本人と同じような制度があると外国人の利便にも資するし地公体の行政の合理化にも資するというようなことから考えますと、例えば外国人について日本人同様の手続フローということを考えますと、日本人は、転出元で転出証明を持って転入先に行きますよね。日本人も4情報しか流通しないということであれば、それは市区町村はどのように把握されているのでしょうか。世帯情報ですとか、例えば国保の資格ですとか、そういったものは転出証明書で把握されているんですか。

江畑市町村課長 転出証明書をデータ入力するということですよ。

事務局 市町村が入力されると。外国人にも同様のことを義務づけると、そういうことは可能ではあるということですね。

江畑市町村課長 そうです。

事務局 かつ、住基カードを用いた特例処理の場合では、いまいった国保の資格のように、4情報以外のものを多分流通させる必要があるかと思うんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

江畑市町村課長 流通するということではなくて、転出証明書を取らない、まさに特例の転入届を出す場合には、転出先から転入先の市町村にデータを提供するということは可能です。

事務局 4情報以外のものもデータで提供することは可能と。それは、住基ネットを使用してということですか。

江畑市町村課長 住基ネットを使うということよりも、ネットワークの回線を使ってということですよ。

事務局 ネットワーク回線を使って地方自治情報処理センターが、と。

江畑市町村課長 地方自治情報センターとか都道府県は一切関与せずに、市町村間でのルーターを経由しての情報送信ということになります。

事務局 そうすることが可能になるわけですね。

江畑市町村課長 それはまさに住基カードを活用した場合の特例転出の場合の、付記転出と言っていますけれども、手続であるということですよ。

事務局 ありがとうございます。済みません、それだけちょっとお聞きしておきたかったものですから。ありがとうございました。

有富主査 それでは、ちょうど時間になりましたけれども、何かどうしても御発言があれば。

よろしいですか。それでは、詳細が決まってない部分は、また事務局同士で少し相談をして次のステップに行きたいと思います。

今日はどうもありがとうございました。